

平成二十三年 第二回 青森市教育委員会定例会 会議録

一 開会日時 平成二十三年二月十六日(水)午後三時

二 閉会日時 平成二十三年二月十六日(水)午後四時三分

三 会議開催の場所 教育研修センター四階 第二研修室

四 出席委員

五 欠席委員

六 事務局出席職員

柳谷章二	鎌田慎也	西村惠美子	平出道雄	月永良彦	土田美貴	齋藤正夫	遠藤正彦	今牧彦	成田二三	本間昭彦	三上雅生	鳴海雄大	
中央市民センター館長	文化財課長	市民図書館長	学務課長	学校給食課長	指導課長	浪岡教育事務所教育課長	小林順一	小野寺晃	今村貴宏	塩崎章悦	金澤保	横山克広	佐藤修之
部長	理事教育次長事務取扱	浪岡教育事務所長	教育環境推進監	参事総務課長事務取扱	社会教育課長	文化スポーツ振興課長	部 長	理事教育次長事務取扱	浪岡教育事務所長	教育環境推進監	参事総務課長事務取扱	社会教育課長	文化スポーツ振興課長

## 七 会議に付議された案件

### (一) 議事

議案第一号 青森市奨学金貸与条例施行規則の制定について

議案第二号 青森市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第三号 青森市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第四号 青森市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第五号 専決処分報告について

議案第六号 平成二十二年一般会計補正予算について

議案第七号 平成二十三年一般会計当初予算について

議案第八号 県費負担教職員の任免の内申について

### (二) 報告

(一) 寄付採納について

(二) 取下げ

(三) 放送大学青森学習センター再視聴施設の開設について

(四) 第六回全国高等学校カーリング選手権大会の結果について

(五) 平成二十二年度青森市文化賞・スポーツ表彰式の開催について

## 八 会議録署名委員

鎌田 慎也  
月永 良彦

## 九 会議の概要

午後三時に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項八のとおり指名する。

議案第三号から議案第八号について、非公開の会議とすることを決定し、宣言する。

議案第一号について審議を行い、原案のとおり決定する。

議案第二号について審議を行い、原案のとおり決定する。

事務局から取り下げとなった(2)号を除く、四件の報告をし、平成二十三年第三回定例会の日程調整をした後、非公開の会議により議案第三号から議案第八号を審議し、原案のとおり決定し閉会した。

## 十 会議の状況

### (一) 議 事

#### 委員長

それでは議事に入ります。

議案第一号「青森市奨学金貸与条例施行規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

#### 教育部長から説明

議案第一号青森市奨学金貸与条例施行規則の制定について、御説明申し上げます。

本案は、去る平成十七年四月の旧青森市と旧浪岡町の合併以降、

「一市二制度」により事業を実施して参りました奨学金貸与事業について、来年度から青森地区及び浪岡地区統合の新制度のもと事業を実施させていただくべく、先の平成二十二年第四回青森市議会定例会で御議決を賜りました、「青森市奨学金貸与条例の施行に関し、必要な事項を定める規則の制定について御審議いただくもの」であります。それでは、お手元に配付させていただいております議案に基づきまして、順次御説明申し上げます。

まず、第一条につきましては、ただ今申し上げます、本制度の趣旨について規定したものでございます。

次に、第二条につきましては、奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学生願書及び奨学生推薦調書等を、原則として五月末日までに市長に提出しなければならないこと、また、第二項では、奨学生願書には保証人と連署することを規定しております。

次に、第三条は、新条例第七条で規定する保証人の要件や人数について定めたものでございますが、奨学金貸与事業を安定的かつ円滑に実施していくためには、貸与金の確実な償還を確保することが重要であるとの認識の下、その要件として、

一つには、一定の職業及び収入を有し、独立の生計を営んでいること

二つには、市税に未納の額がないこと

を掲げるとともに、原則として、保証人は父母又は親権者等の方を含め二人とすることを規定してございます。

次に、第四条では、奨学金貸与の申請がなされた場合における貸与の決定及び通知について、

第五条では、貸与の決定を受けた者の誓約書の提出義務について、

第六条では、奨学金貸与の在籍している学校を卒業した場合における各種書類の提出義務について、

第七条では、新条例第十一条及び第十二条の規定による貸与金償還の猶予又は免除を願い出ようとする場合の手続きについて、

また、第八条では、奨学生又は奨学生であった者が進学したときや休学したとき、住所に異動があったときなどにおける届出義務について、それぞれ規定してございます。

次に、第九条につきましては、奨学金の交付時期について定めたものであり、基本的には、前期分を四月末日までに、また後期分を十月末日までにそれぞれ交付することとしておりますが、貸与初年度における前期分の交付時期につきましては、申請期間を五月末日までとさせていただいた関係上、六月末日までとさせていただいております。

次に、第十条では、新条例第八条に定める奨学金の貸与を停止又は廃止した場合の本人への通知及び停止又は廃止する時期について、

第十一条では、退学した場合、奨学金の貸与を辞退した場合及び廃止された場合における、償還の開始時期及び償還方法について、

第十二条では、奨学生及び奨学生であった者が償還完了前に死亡した場合における保証人による届出義務について、第十三条では、奨学金貸与の状況を明確にしておくために教育委員会事務局において備えるべき帳簿について、

更に、第十四条では、補則として当該規則に定めるもののほか必要な事項については、教育長が別に定めることをそれぞれ規定してございます。

最後に、附則でございますが、まず当該規則の施行期日につきましては、新条例の施行期日と同じく平成二十三年四月一日からとし、これに伴い、これまで暫定施行してまいりました、青森・浪岡両地区における旧規則につきましてはこれを廃止するとともに、現在、旧規則の規定の適用を受けている者に係る奨学金の償還については、当該規則の規定を適用するなどの経過措置も併せて規定してございます。

なお、奨学生願書を始めた各種届出様式等につきましては、条文に引き続き様式第一号から第十九号とし、また、資料として、条文が一部順不同ではございますが、新条例と規則案の対応表をお手元に配布させていただいてお

りますので、併せて御参照くださいますようお願い申し上げます。  
以上でございます。

委員長

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

委員長

御異議がないようですが、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長

次に、議案第二号「青森市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

理事から説明

議案第二号青森市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

当該規則は、青森市駐車場条例の施行について必要な事項を定めておりますが、その中で教育委員会が所管しております「青森市文化会館地下駐車場」及び「青森市民ホール駐車場」の供用時間の規定について、条例が規定する時間帯区分と不整合があるため、所要の改正を行うものでございます。

お手元の配付資料一のとおり、第六条（供用時間及び休日）第一項の表において、名称及び供用時間を記載しておりますが、資料一「青森市駐車場条例第十八条（料金の額）の表で定められております「普通駐車」及び「夜間駐車」の区分についての記載が無かったため、時間帯区分を設定し、改めるものでございます。

また、資料三「様式」についてでございますが、日付記載欄の「平成 年 月 日」から「平成」を削除し、青森市長の敬称を「殿」から「様」に、備考に記載の「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改めるものでございます。

この規則は、公布の日から施行することとしており、今後規則改正の決裁が済み次第、速やかに公布いたします。  
以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

委員長 御意見等がなければ、議案第二号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

(二) 報 告

委員長 次に、報告事項に入ります。本日の報告事項は五件となっておりますが、(二)につきましては、報告しないこととなりますので、四件の報告となります。

はじめに、(一)「寄付採納について」事務局から説明をお願いいたします。

総務課長から説明

四件の寄附につきまして、順次、御報告申し上げます。

はじめに、去る十二月二十二日に、「青森市合唱連盟様」から、児童・生徒の読書活動に役立てていただきたいとの御趣旨で、市内全小・中学校に図書七万三千五百円分の寄贈がございました。

次に、去る二月二日に、「サイキット株式会社様」から、児童の理科教育の充実に役立てていただきたいとの御趣旨で、市内の各小学校に風力発電実験キットを寄贈したい旨の申し出がございました。

次に、去る二月四日に、「たすけっこ会様」から児童を犯罪から守りたいとの御趣旨で、市内の中・高校生ボラティアの方々などが作製した防犯笛三千個を新入学児童に寄贈したい旨のお申し出があり、本日午前十一時に市長室におきまして、防犯笛「たすけっこ」の寄贈がございました。

次に、去る二月九日に「読売新聞東京本社青森支局様」から、児童の教育活動に役立てていただきたいとの御趣旨

で、市内全小学校に「熟語大辞典」三万二千四百円分の寄贈がございました。

このたびの四件の御厚意に対しまして、心から感謝いたしますとともに、御寄附いただく図書等につきましては、児童・生徒の教育環境の充実に役立てて参りたいと存じます。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ、次に移ります。

委員長

(三)「放送大学青森学習センター再視聴施設の開設について」事務局から報告をお願いいたします。

市民図書館長から説明

放送大学青森学習センター再視聴施設の開設につきまして、御報告申し上げます。

お手元に資料をご覧いただきたいと存じます。

放送大学は、放送大学学園法に基づき「開かれ大学教育」を目指し設置された大学で、また、テレビ・ラジオ放送による授業などで、全国に約八万人の学生がおり、年齢や学歴を問わず、自らのスタイルで学び、学士や修士の学位取得ができるほか、再視聴施設の地域開放に取り組んでおり、わが国の生涯学習の推進に重要な役割を担っております。

また、放送大学は、全国に「学習センター（五十ヶ所）」を設置し、あわせて「サテライト（七ヶ所）」のほか、地域の生涯学習を支援するため、各自治体と協力して、「再視聴施設」を六十一ヶ所に設置しております。

青森県内では、弘前市に青森学習センターがあり、八戸市にサテライトが、むつ市立図書館内に再視聴施設が置かれております。

この度、再視聴施設を開設する効果につきましては、市民図書館において、広く市民に放送大学の教科資料を提供し、視聴する機会を提供することで、市民の高い学習ニーズにお応えする生涯学習支援の拡充が図られるとともに、図書館利用の拡大が期待されるところであります。

再視聴施設の場所につきましては、市民図書館八階の一角に併設することとし、

また、開設期間につきましては、市民の利用状況を検証していくため、一年毎に協議することとしております。

再視聴施設の資料につきましては、お手元の別紙資料のとおり、放送を録画又は録音したDVDにより、テレビ教材ラジオ教材とも三十科目、全体で約九百タイトル、千八百本の提供を予定しております。

これらの資料や機器などは、放送大学青森学習センターから提供・配置されるものでありまして、開設時期つきましては、本年三月下旬を予定しております。

なお、市民への広報・周知につきましては、放送大学青森学習センターが四月一日号の「広報あおもり」で掲載を予定しているほか、市民図書館では窓口カウンターでの案内や館内掲示、さらには青森市ホームページへの掲載などにより、広く行うこととしております。

いずれにいたしましても、図書館は幅広く読書に親しむ場であるとともに、「地域の情報拠点」として、多様な資料や情報を収集し、提供する役割を担っており、今後とも市民の生涯学習の高まりと多様な学習要望に応える図書館を目指して参りたいと考えております。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ、次に移ります。

委員長

(四)「第六回全国高等学校カーリング選手権大会の結果について」事務局から報告をお願いいたします。

文化スポーツ振興課長から説明

第六回全国高等学校カーリング選手権大会の結果について、御説明申し上げます。

国のスポーツ拠点づくり推進事業として平成十七年度より実施しております「全国高等学校カーリング選手権大会第六回大会」につきまして、去る二月十日から十三日までの四日間、青森市スポーツ会館を会場に開催したところでございます。

本大会は、競技のみならず、日本カーリング協会の指導による講習会や、選手間の交流やトレーニングを目的とした合宿を併せて実施することにより、日本ジュニア層のさらなる強化と青少年の健全育成を図ることを目的としてお

ります。

今大会の参加チームは、「北海道」、「東北」、「関東・中部」、「西日本」そして「開催地推薦」の各ブロックを代表する男子チーム五チーム、女子チーム五チームの計十チームの高校生カーラーが本市へ集結し、氷上の熱戦を繰り広げました。

大会初日に実施いたしました講習会では、元チーム青森の船山弓枝さん（旧姓林弓枝さん）と小笠原歩さん（旧姓小野寺歩さん）に講演していただき、ソルトレイクシテイオリンピックク、トリノオリンピックでのエピソードを交えながら、高い志を持ち、夢や目標を持って挑戦し続けることの大切さなど、世界で活躍するトップアスリートが語る経験や知識に、参加した選手らも真剣に耳を傾けておりました。

また、同日開会式・ウエルカムパーティーでは、青森工業高等学校の生徒さんにより「青森ねぶた囃子」も披露され、出席した選手らが互いに手を取り合い「ハネト」として跳ねるなど、郷土芸能を体験しながら、チームの枠を超えて交流も深められたものと感じております。

大会二日目の二月十一日からは、男女各五チームの参加のもと、総当りの予選リーグ戦を行い、二月十三日には上位三チームによる決勝トーナメントが展開されました。

その結果につきましては、

男子の部 一位 北海道北見選抜

二位 青森選抜

三位 北海道名寄選抜

女子の部 一位 北海道妹背牛選抜

二位 青森明の星高等学校

三位 関東中部選抜

となり、最後の最後まで目が離せない試合展開に、会場も大いに盛り上がりました。

特に、地元から参加した男子の部「青森選抜」、女子の部「青森明の星高等学校」、「青森西高等学校」も、チーム一丸となってひたむきに戦う姿に、多くの応援をいただいております。

なお、今大会の優勝チームには、三月三十一日から四月三日までの期間、カナダで開催される「オプティミスティンターナショナル・アンダー・エイティーンカーリングチャンピオンシップス」の出場資格を与えることとしており、さらなる活躍を期待するものであります。

今後とも本大会を継続的に開催し、将来的には高校生カーラー憧れの「カーリング甲子園」として定着するよう、さらなる充実を図って参りますので、委員の皆様におかれましても、何卒御理解と御協力を賜りますよう、よろしく  
お願い申し上げます。  
以上でございます。

委員長 ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長 なければ、次に移ります。

委員長 (五)「平成二十一年度青森市文化賞・スポーツ賞表彰式の開催について」事務局から報告をお願いいたします。

文化スポーツ振興課長から説明

平成二十一年度青森市文化賞・スポーツ賞表彰式の開催について、御報告申し上げます。

青森市文化賞・スポーツ賞は、文化部門における大会・コンクール等において特に優れた評価を受けた者及びスポーツ大会において優秀な成績を収めた者に対し、その功績を称えることにより、文化・スポーツに対する意識の啓発を図ることを目的に開催してきたものであります。

今年度の受賞者の内訳につきましては、文化部門では、国際規模の大会・コンクール等において優れた評価を受けた者に贈られる文化賞が一名、全国規模の大会・コンクール等において入賞の評価を受けた者及び東北規模の大会・コンクール等で最高賞相当の評価を受けた者に贈られる文化奨励賞が二十三名一団体となっております。

スポーツ部門につきましては、国際規模の大会において優秀な成績を収めた者に贈られるスポーツ賞が六名一団体、全国規模の大会において三位以上の成績を収めた者及び東北規模の大会において優勝の成績を収めた者に贈られるスポーツ奨励賞が百五名二十四団体となっております。

表彰式につきましては、二月十七日(木)十四時三十分より、アウガ五階AV多機能ホールにおいて開催することとしております。

以上でございます。

委員長 ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長 なければ、次に移ります。

(二) その他

委員長 その他でございます。事務局から何かございませんでしょうか。

委員長 特になければ、次回の定例会の日程について、協議をお願いします。

総務課長 次回の定例会でございますが、三月二十八日(月)、午後三時から、教育研修センター五階大研修室で開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 委員の皆様いかがでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議ございませんので、次回は、三月二十八日(月)といたします。

それでは、これより非公開の会議に入りたいと思います。

先ほど議案第三号から議案第八号につきましては、非公開の会議にすることといたしましたので、青森市教育委員会会議規則第十五条第二項の規定に基づき、委員及び事務局職員を除き、傍聴人、記者の皆様は退室をお願いいたします。

(別冊 非公開の会議参照)

委員長 以上を持ちまして、平成二十三年第二回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成二十三年二月十六日開催の平成二十三年第二回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成二十三年三月二十九日

書 記  
川 村 拓

右のとおり相違ないことを認め署名する。

平成二十三年四月二十五日

署名委員  
鎌 田 慎 也

署名委員  
月 永 良 彦